

『十日町市プレミアム商品券 2026』

加盟店募集のご案内

食料品やエネルギー価格を始めとする物価高騰の影響を大きく受けている市民の家計負担の軽減と、これにより冷え込んだ消費マインドの回復を図るとともに、消費喚起により厳しい経営環境下にある市内の中小・零細事業者の振興を図ること目的に、十日町市内の全世帯を対象として30パーセントのプレミアムが付いた『十日町市プレミアム商品券 2026』を発行します。

つきましては、商品券の販売に先立ち、取扱加盟店を募集いたしますので、是非ご参加頂きますようご案内申し上げます。なお、事業の詳細につきましては実施要項＆加盟店募集要項をご覧ください。

◇参加資格

十日町市内の小売業、サービス業（飲食業、旅館、理美容業等）、運輸業、建設業等

◇申込方法

「十日町市プレミアム商品券 2026 加盟店登録申込書兼誓約書」に記載の上、お近くの商工会議所・商工会に郵送、FAXまたは直接お申し込みください。

◇申込期限

締め切り：令和8年2月5日（木）

※期限を過ぎてもお申し込みはできますが、上記の日付までにお申し込みいただいた店舗については、3月10日号の市報に折込み予定のチラシに掲載いたします。それ以降にお申込みいただいた店舗については、十日町商工会議所HPにて周知します。

十日町市プレミアム商品券 2026 の概要について

○発行総額：5億2,000万円（プレミアム分1億2,000万円含む）

○使用期間：令和8年3月24日（火）から令和8年8月31日（月）

○換金期間：令和8年4月1日（水）～令和8年9月10日（木）

○使用可能店舗：取扱加盟店に登録した市内店舗

○加盟店負担金：国の総合経済対策として重点支援地方交付金が拡充されたため、今回の特別に下記の通りとします

　　中小店（会議所・商工会会員） 0% （非会員） 2%

　　大型店（会議所・商工会会員） 0% （非会員） 3%

○販売方法：販売所（十日町市役所、商工会議所、商工会など）で購入券と引換に販売

* 購入には購入券が必要です。購入券は3月10日号の市報に折込むチラシに印刷します

○販売期間：3月24日（火）～4月3日（金）

○販売価格：1冊1万円（1,000円券×13枚：13,000円分）

○発行冊数：40,000冊

○購入上限：市内の全世帯（およそ2万世帯）が必ず買えるよう1世帯2冊とします

* 売れ残った場合は4月12日より再販売を行います（売り切れ次第終了）

○商品券の構成：①中小店・大型店共通券（1,000円券×6枚）*すべての加盟店で使用可能

②中小店専用券（1,000円券×7枚）*大型店での使用は出来ません

○申込・問合先：十日町商工会議所（TEL:757-5111）十日町市商工会本所（TEL:768-2176）

　　十日町市商工会水沢支所（TEL:758-3035）十日町市商工会中里支所（TEL:763-2868）

　　十日町市商工会松代支所（TEL:597-2006）十日町市商工会松之山支所（TEL:596-2174）

十日町市プレミアム商品券実行委員会は適格請求書発行事業者でないため、インボイスの発行は出来ません。あらかじめご了承ください。

「十日町市プレミアム商品券 2026」

実施要項・加盟店募集要項

1. 目的

食料品やエネルギー価格を始めとする物価高騰の影響を大きく受けている市民の家計負担の軽減と、これにより冷え込んだ消費マインドの回復を図るとともに、消費喚起により厳しい経営環境下にある市内の中小・零細事業者の振興を図ること目的に、プレミアム付き商品券の発行を行う。

2. 発行総額

5億2,000万円（内プレミアム分1億2,000万円）

3. 発行内容

13,000円分（1,000円券×13枚）の商品券を10,000円で販売（発行冊数40,000冊）

■プレミアム商品券の構成

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ①中小店・大型店共通券（1,000円券）：6枚 | *すべての加盟店で使用できます |
| ②中小店専用券（1,000円券）：7枚 | *大型店では使用できません |

4. 有効期間

令和8年3月24日（火）～令和8年8月31日（月）

*有効期間を過ぎた商品券は無効となります

5. 加盟店

十日町市内の小売業、サービス業（飲食業、旅館業、理美容業等）、運輸業、建設業等
ただし、下記に該当するものは対象外とします

- ・公序良俗保持の観点から風俗・娯楽業を営む事業者（公金が支出されることから）

6. 加盟店負担金

国の総合経済対策として重点支援地方交付金が拡充されたため、今回の特別に下記のとおりとする

中小店：（会議所・商工会の会員） 0% （会議所・商工会の非会員） 2%

大型店：（会議所・商工会の会員） 0% （会議所・商工会の非会員） 3%

*加盟店負担金をお客様からご負担いただくことはしないでください。

■本事業でいう大型店とは、下記の中小企業を超える規模の事業者とします

*中小企業基本法第2条 中小企業者の定義

小 売 業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下の企業

サ ー ビ ス 業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下の企業

建設業、運輸業等：資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業

*但し、

①大規模小売店舗立地法により、都道府県へ届出している小売店舗面積が1000m²以上に該当する中小店の大規模小売店舗は、大型店扱いとします

②中小企業基本法又は大規模小売店舗立地法の定義で大企業であっても、十日町市に本社が所在する企業は中小店扱いとします

7. 販売について

①一般販売：令和8年3月24日（火）～4月3日（金）

○購入上限：1世帯2冊

○購入方法：購入券（市報3月10日号に折込みのプレミアム商品券のお知らせチラシに印刷します）と引換えに販売します

* 販売時間は各販売所の営業（開館）時間とします

* 十日町市役所の各支所、公民館、十日町市商工会本所・各支所、浦田地区交流センターでは土日の販売は行いません

②再販売：令和8年4月12日（日）～売り切れまで

○購入上限：残数により決定します

○購入方法：購入券（市報3月10日号に折込みのプレミアム商品券のお知らせチラシに印刷します）と引換えに販売します

* 販売時間は各販売所の営業（開館）時間とします

* 十日町市役所本庁・各支所、商工会議所での初日（4月12日）販売は残数の85%とし、15%は4月13日より販売します。ただし、4月18日以降は支所での販売は行いません

* 公民館での販売は行いません。浦田地区交流センターでの土日販売は行いません

* 十日町市役所本庁・各支所、十日町商工会議所、十日町市商工会本所・各支所での土日販売は4月12日（日）のみです

8. 販売所

①商工会議所・商工会

十日町商工会議所、十日町市商工会（本所、水沢支所、中里支所、松代支所、松之山支所）

②市役所・公民館

十日町市役所（本庁、川西支所、中里支所、松代支所、松之山支所）

公民館（中条、下条、吉田、水沢）

③各地区加盟店の中から数店を販売所として依頼します

9. 加盟店登録方法

①加盟店登録申込書兼誓約書に必要事項記入のうえ、**2月5日（木）**までに十日町商工会議所、十日町市商工会（本所又は各支所）にFAX等でお申し込み下さい

②期日までにお申込み頂いた場合は、市報3月10日号に折込みのお知らせチラシに掲載します

10. 加盟店換金方法

①換金期間：令和8年4月1日（水）～令和8年9月10日（木）

* 期限を過ぎた商品券は無効となりますのでご注意ください

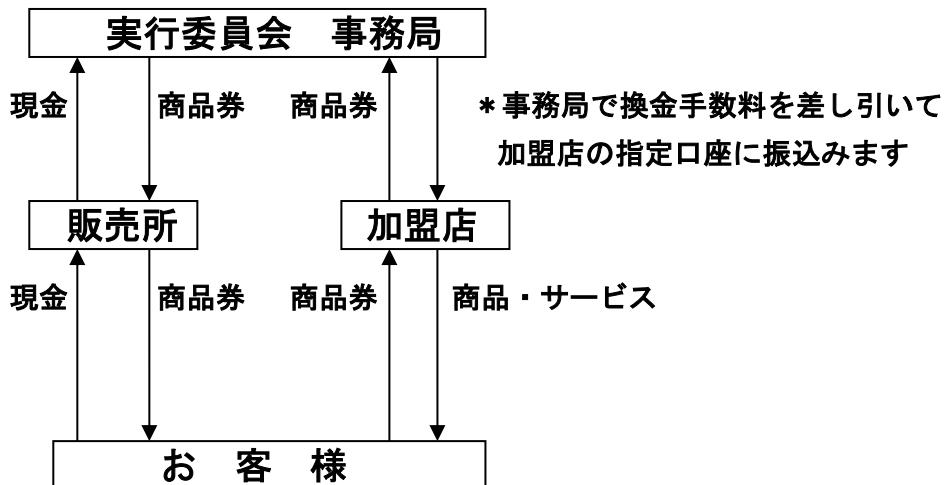
②加盟店は使用された商品券を、上記期間内に加盟店登録を行った事務局へご持参ください。（土・日・祝日閉館）その際、商品券裏面の引換店欄に店名をご記入ください（ゴム印でも結構です）

* 換金枚数が多い場合は、おおむね100枚程度を輪ゴム等でまとめ、一番上と一番下の商品券に店名をご記入ください

③事務局は額面から換金手数料を引いた額を、加盟店指定の口座に2週間以内に振り込みます

④大型店の皆様は少なくとも月に1回は換金をお願いします

[プレミアム商品券事業の発行と回収フロー]



11. その他

- ① 購入した商品券を加盟店自らの商品仕入等に使用することは禁止します。また直接換金も禁止します
- ② 事業活動に伴う支払いには使用できません
- ③ 十日町市が実施する他の補助事業への使用はできません
- ④ 1度使用された商品券は、再使用できません
- ⑤ つけ払いや後払いなど、購入時の現金決済以外には使用できません
- ⑥ 偽造された商品券を受け取った場合や商品券の盗難、紛失等は、加盟店の責任となりますので、取り扱いには十分注意してください
- ⑦ その他不正使用があった場合は、返還請求等の処置をとります
- ⑧ 商品券使用時のつり銭は出さないでください
- ⑨ 1会計で使用できる上限額は5万円です
- ⑩ 加盟店負担金をお客様からご負担いただくことはしないでください
- ⑪ 十日町市プレミアム商品券実行委員会は適格請求書発行事業者ではないため、インボイスの発行は出来ません

12. P R 方法

- ① 市報（3月10日号）にチラシを折込みます
- ② 加盟店へ店頭掲示用のポスターを2枚配布します
- ③ 加盟店へのぼり旗を1枚配布します

13. 問合せ先（事務局）

十日町市プレミアム商品券実行委員会

十日町商工会議所	TEL 757-5111	FAX 752-6044
十日町市商工会本所	TEL 768-2176	FAX 768-4301
十日町市商工会水沢支所	TEL 758-3035	FAX 758-4004
十日町市商工会中里支所	TEL 763-2868	FAX 763-4188
十日町市商工会松代支所	TEL 597-2006	FAX 597-2360
十日町市商工会松之山支所	TEL 596-2174	FAX 596-2350